

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 1 5 日

各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市  
認可外保育施設担当部局 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システムに係る認可外保育施設（届出対象外）  
の対応について

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
保育士特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）を活用する対象施設・事業については、令和6年3月1日付け事務連絡「保育士特定登録取消者管理システムを活用する施設・事業のうち、IDを付与せずにデータベースを活用する施設情報確認への対応依頼について」によりお知らせしたところです。

今般、IDを付与せず、データベースを活用する施設・事業者（以下、「ID付与対象外施設等」という。）に該当する認可外保育施設（届出対象外）のデータベース活用方法等について、別紙のとおり整理いたしましたのでお知らせします。

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市については、届出対象外の認可外保育施設に対し、周知をお願いいたします。

担 当：こども家庭庁成育局  
成育基盤企画課  
保育士対策係

連絡先：seiikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

認可外保育施設（届出対象外）のデータベース活用の概要について、下記のとおりお知らせします。詳細については、別途後日送付する「業務マニュアル」をご参照いただきますようお願いいたします。

## 記

### 【データベースを活用する施設等の基本的な考え方】

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第18条の20の4第3項により、保育士を任命し、又は雇用する者（以下、「任命権者等」という。）にデータベースの活用が義務付けられます。

データベースの運用においては、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（以下、「特定登録取消者」という。）の情報という極めて機微な個人情報を取り扱うことから、安全管理措置を遵守した上で活用されるべきであり、データベースを活用できる者や施設等は、限定する必要があります。

### 【認可外保育施設（届出対象外）のデータベース利用の分類】

児童福祉法第59条に規定する認可外保育施設のうち、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2に基づき届出の対象外となっている施設のうち、同条第1号イ（買い物中の顧客のこどものみの保育を行うことが明確に書面等に示されているショッピングモールの託児所等）及び同条第2号（半年を限度として臨時に設置される施設）に該当するものは、ID付与対象外施設等として以下の利用方法によりデータベースを活用することとなります。

### 【認可外保育施設（届出対象外）のデータベース利用方法の概要】

（具体的なフローについては、別添「認可外保育施設（届出対象外）利用フロー」参照）

#### 1. 利用開始時期

令和6年4月1日

#### 2. 利用のタイミング

保育士を任命又は雇用しようとするとき

#### 3. 検索対象

保育士として任命又は雇用されようとする者のうち、ID付与対象外施設等において採用内定予定者としている者

（※運用開始日の令和6年4月1日時点で採用行為が完了している者は対象外）

#### **4. 検索申請の方法**

- ①採用内定予定者から、以下の書類の写しを徴取
  - ア. 保育士登録証（児童福祉法施行規則第6条の32第1項）
  - イ. 確認書（※後日別途示す「業務マニュアル」に定める様式）
- ②システムの検索申請画面にアクセス  
（URLについては、後日別途示す「業務マニュアル」において提示予定）
- ③採用内定予定者の情報を入力
- ④資料アップロード画面において、直近年度の運営状況報告の写し及び①で定めた書類をアップロード

#### **5. 検索結果の提供**

ID付与対象外施設等であるか、申請内容が適正である等、こども家庭庁（運用保守事業者）において確認し、所轄自治体にメールまたは電話で確認した上で、当該検索結果をメールまたは電話等で回答

#### **【データベースの利用の留意点】**

##### 1. 利用にあたり遵守する事項について

利用する事業者は適正な情報管理を行うことが必要となるため、こども家庭庁と利用事業者との間で約款に基づく契約を締結し、約款記載事項を遵守することや、違反した場合には利用資格の停止や事業者名の公表などの措置を講じることに同意した場合に限り利用することが可能となります。（詳細については、システム上の申請画面に示される利用約款を参照。）

##### 2. 個人情報保護の対応等について

今回データベースを利用することとなる施設・事業者等については、個人情報取扱事業者該当し、個人情報保護法第19条による不適正利用の禁止、第20条による偽り又は不正の手段による情報取得の禁止、同法第23条による安全管理措置を講じる義務が課せられ、それらに違反した場合は、同法第148条第1から3項により、個人情報保護委員会から勧告及び命令がある場合があること、また当該命令に違反した場合は、同法第178条により、罰金刑に処せられる可能性があります。

以上

